

令和 6 年11月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年11月20日(水)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 5 5 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	欠
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	欠
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

6 番 田代 英毅 委員 7 番 豊増 義治 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農用地利用集積計画について	23件
議案第4号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和6年11月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は9名、1番、〇〇〇〇委員と4番、〇〇〇〇委員より、所用により欠席する旨の連絡がっております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番〇〇〇〇委員と議席番号7番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、2筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、2筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに

一時転用期間は、令和6年12月1日から令和8年3月31日までとなっており、現況復旧確約書が添付をされております。5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地に該当することから、第2種農地と判断をしております。許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合許可できること、また一時転用であり、現況復旧確約書により原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしています。

以上、議案第2号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、何かございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

11番委員

11番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

11月18日に、会長と私と事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、令和6年2月に申請・許可され、先ほど説明がありました物流施設を建設するにあたり、工事作業員の駐車場が不足することから、一時駐車場として利用するために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

6番委員

6番〇〇です。

今回の転用目的が、物流施設を建設するという、そのための一時駐車場として利用ということなんですけど、その物流施設が建設される予定地がどのあたりなのかということがひとつと、もうひとつが、このそれぞれの土地の現況は現況地目が畑となっているので畑ということによろしいかという確認です。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

物流施設の場所につきましては、こちらの申請地から西のほうに行きまして、おおむね100メートルほどのところにある敷地のところになります。〇〇委員からも言っていたように、今年の2月に申請がありました物流施設になりまして、現在そちらのほうの整地のほうが終わりました、今後建物が建っていくような段階になってくるように見受けております。そちらの関係で工事関係者の車両が増えるということで説明を受けておるところです。

位置図的には2ページのところに広域図という、ちょっと小さく付いているんですけど、2ページの右上のほうですかね。鳥栖のジャンクションから見て、その西側ぐらいになるところにあります。〇〇町の交差点の辺りとの中間地点にあります。

広域地図のほうの真ん中のほうに〇〇町と書いてある部分があると思いますが、そちらの右側に白く空白がありますけれども、そちらのところになっております。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

11番委員

説明の補足でございますけど、〇〇交差点の横に、今大きな〇〇さんが反対側に新しく建っております。その反対側に今度は〇〇〇という大きな建物が建っております。これ当時のパチンコ店を解体して〇〇〇の建物が建っております。それから東の方に進みますと、〇〇〇〇とかそういう〇〇〇〇の〇〇〇〇関係がございます。

この道の北側に〇〇ができとります。手狭になっとして、構造がものすごい大きい建物でございまして、1棟はもう出来上がりかけとりまして、今2棟目に取り掛かってあるみたいです。これ私の想像ですけど、延べ面積が4から5万くらいの建物じゃなかろうかと、私は思っております。

以上でございます。

議長

はい、事務局。

事務局

2点目のお尋ねの件ですけど、現地のほうにつきましては畑という形で今整理をされてあるような状況になっております。

以上になります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1から番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について23件、64筆でございます。

議案第3号、番号1から番号23につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページから10ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により23件、64筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、10ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

10ページのほうをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が7万9,708.06平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が45件、5万8,039.06平方メートル、使用貸借権が19件、2万1,669平方メートルとなっており、総合計が64件、7万9,708.06平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人23名、借人17名、申請枚数は23枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると

考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第3号、番号5の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので委員の退席を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(2番委員退室)

議案第3号、番号5の案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号5の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(2番委員入室)

次に、番号5を除く案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号5を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、11ページをお願いいたします。

議案第4号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて、1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

別冊資料2の1ページをお願いします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。農地の位置につきましては、2ページの地図のとおりでございます。御確認のほど、よろしくお願いいたします。

議案第4号は〇〇地区の〇〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇農業委員、それから〇〇〇〇推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、12ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13ページから14ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして5件、5筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、15ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、3筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で委員の皆さんのほうから、何かございませんか。

(発言する者なし)

ございませんか。よろしいですか。

事務局のほうから、何かありますか。

はい、どうぞ。

事務局

事務局から2点ほど御報告をさせていただきます。

まず1点目につきましては、農業委員・最適化推進委員の視察研修を予定しております。

日程のほうにつきましては、令和7年1月30日、木曜日と31日、金曜日の1泊2日を考えておりますので、皆さんの御出席方よろしくお願いをいたします。

視察先につきましては、熊本県内を予定しておりまして、現在、行程等を詰めているところでございますので、詳細が決まりましたら文書で御報告をいたします。

次に、2点目につきましては、来月、12月定例会終了後に農業会議の方を講師に招きまして、農業者年金勧誘の推進についての説明会を行いたいと考えております。どうぞ御出席をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長

何か御質問等ありますか。

よろしいですか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

出欠は、欠席するだけでよかでしょ、連絡は。

事務局

はい、大丈夫です。

議長

他にありますか。

よろしいですか。

それでは、これで終わります。

次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年12月20日金曜日、午前9時30分より3階大会議室1で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了します。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____